

令和 4 年 2 月

(第 1 回)

京 都 府 教 育 委 員 会 会 議 録

1	開 会	令和4年2月7日	午後2時
	閉 会	令和4年2月7日	午後2時30分

2 出席委員等

橋本教育長 小畑委員 千委員

安岡委員 藤本委員 鈴鹿委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

木上 教育次長

山本 教育監

大路 管理部長

吉村 指導部長

相馬 高校改革推進室長

石澤 総務企画課長

森 文化財保護課長

柏木 保健体育課長

芝崎 総務企画課主幹兼係長

山崎 総務企画課主任

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣言

(2) 前会議録の承認

1月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第4号議案 令和4年2月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和4年2月府議会定例会提出見込み事案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案8件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

第1件目の議案は、「令和4年度京都府一般会計予算」及び「令和3年度京都府一般会計補正予算（第23号）」の2件である。

資料は、別綴じの「令和4年度当初予算案 令和3年度2月補正予算案 教育委員会所管分」と題したものをご覧いただきたい。

令和3年度に引き続き、令和4年度当初予算案は、国の補正予算に応じた令和3年度2月補正予算案と合わせ、いわゆる14か月予算として編成している。

予算の重点施策5点については、第2期京都府教育振興プランに掲げている5点の重点施策であり、振興プランに基づき、予算編成したものである。

それでは、資料1頁をご覧いただきたい。

14か月予算の規模は、令和3年度2月補正予算案3億5,700万円と令和4年度当初予算案約1,236億8,800万円を合わせ、約1,240億円余りである。

単純に数字のみを見れば、前年度対比71億円弱の減少である。

減少の主な理由としては、教職員の退職者の減により退職手当支給額が大きく減少し、また、昨年的人事委員会勧告により職員の給与がマイナス勧告されたことで、人件費が約44億円減少したことによる。そのほか、様々な臨時的な事業費も減少したことにより、総額71億円弱の減少となったが、いわゆる教育に関する真水としての予算は減少していない。

具体的な内容として、まず「新型コロナウイルス感染症対策関係」である。

資料2頁をご覧いただきたい。

この間、学校関係では、オミクロン株の流行、いわゆる「第6波」の影響により、新型コロナウイルスの陽性者が急増している状況である。

こうしたことから、来年度についても、校内の消毒等を担う教員業務支援員の全校配置をはじめ、スクールカウンセラー等の派遣拡充等により、学校教育体制を緊急強化するとともに、特別支援学校スクールバスの運行増便等による

学校衛生環境等の緊急対策を、本年度に引き続き実施することとしている。

なお、教員業務支援員の配置拡充等、教育体制の緊急強化としては、当面半年分の予算措置としており、その後においては、感染者の状況を踏まえて改めて検討することとしている。

次は、第2期京都府教育振興プランに基づく、5点の重点施策を展開する上での予算について報告する。

1点目は、「豊かな学びの創造と確かな学力の育成」に係る予算である。

まず、「教育DXの推進」について説明する。

資料3頁以降をご覧ください。

1つ目は、府立高校1人1台端末導入支援である。

府立高校においても、新しい学習指導要領が実施される令和4年度から、全ての府立高校でタブレット端末等を活用した新しい授業が実施できるよう、準備を進めているところである。

府立高校では、家庭学習での利用など、生徒自らが利活用できる環境を整えるということで、生徒が購入して所有する端末を活用するBYOD方式を取るが、その際、家庭の経済的負担を軽減するため、端末購入に対する支援制度を創設したいと考えている。

具体的には、端末を購入された家庭に対し、端末本体購入費用の1/3を支援（上限10,000円）、また、年収472万円未満の家庭に対しては、端末本体購入費用の2/3を支援（上限20,000円）する助成を行いたいと考えている。

加えて、入学時や入学後に負担する様々な経費についても、引き続き圧縮に努めたいと考えている。

2つ目は、デジタル学習支援センター（仮称）の設置である。

1人1台端末を活用した学びが本格的にスタートすることを踏まえ、デジタルコンテンツの配信、ICT教育の人材育成、また、様々な技術的サポートを行う拠点として、デジタル学習支援センター（仮称）を総合教育センターに設置したいと考えている。その際は、ハード整備として、配信スタジオも併設したいと考えている。

3つ目は、情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置である。

府立学校で端末等を活用した授業を本格的に実施することを踏まえ、学校でのICT利活用をサポートする外部人材を、全ての府立高校、特別支援学校に配置するものである。

4つ目は、府立学校のICT環境整備である。

府立学校の全教員がタブレット端末を活用した授業ができるよう教員用端末を追加配備するほか、技術的なサポートとしてのヘルプデスクを設置したいと考えている。

5つ目は、次世代型学力・学習状況調査である。

府内小中学校を対象に紙媒体で実施してきた府学力診断テストについて、CBT化するとともに、IRT等の手法により児童生徒1人ひとりの学力の伸びの把握を可能な形にするための調査を実施しており、来年度についても、この実証研究を継続し、その成果により令和5年度の本格実施につなげたいと考えている。

続いて、「令和の教育指導体制の推進」について説明する。

資料5頁をご覧ください。

1 つ目は、小学校教科担任制の推進である。

これからの社会に対応するために重要となる外国語や理系教育の指導体制を強化するため、これまで配置している英語専科教員に加え、新たに理科を中心とした専科教員を配置するものである。

2 つ目は、京都式少人数教育の推進である。

国では小学校について35人学級を段階的に実施することとしているが、京都府においては、これまでから実施している京都式少人数教育を引き続き実施するものである。

最後は、「国内バーチャル留学の実施」である。

コロナ禍で府立高校生の海外渡航が困難になっていることを踏まえ、生徒が海外の生活や文化に触れる機会を提供するため、国内でのバーチャル留学によるオンライン形式の研修プログラムを本年度に引き続き実施するものである。

2 点目は、「豊かな人間性の育成と多様性の尊重」に係る予算である。

まず、「特別支援教育の推進」について説明する。

資料 6 頁をご覧ください。

その 1 つ目は、医療的ケアが必要な児童生徒の通学支援である。

昨年 9 月にいわゆる医療的ケア児支援法が施行されたことから、府立特別支援学校における医療的ケアが必要な子どもたちの安心安全な通学が確保できるよう、通学時に必要な福祉タクシーや看護師確保に係る経費に対する支援制度を創設するものである。

2 つ目は、特別支援学校の児童生徒増対策である。

特別支援学校の児童生徒数が急増している状況から、ホームルーム教室を増設するなどの環境整備を行うとともに、向日が丘支援学校の改築についても、来年度は既存校舎の解体設計、仮校舎の改修工事等を実施するものである。

続いて、「いじめ防止・不登校支援等」について説明する。

資料 7 頁をご覧ください。

学校に配置しているスクールカウンセラー等について、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、未配置校への派遣回数数の拡充等を行うものである。

3 点目は、「健やかな身体の育成」に係る予算である。

部活動の推進における部活動指導員の配置について説明する。

学校部活動の顧問全般業務を担うことができる外部人材である部活動指導員について、今年度は中学校に加え、府立高校に配置しているところであるが、来年度は府立高校の配置を10名から30名に拡充するものである。

4 点目は、「学びを支える教育環境の整備」に係る予算である。

資料 8 頁からをご覧ください。

まず、「学びのセーフティネット」について説明する。

公立高校生の教育費負担軽減のために実施している奨学のための給付金について、住民税非課税世帯への給付額を増額するものである。

続いて、「府立学校特色化の応援」について説明する。

これまでから、ふるさと納税の制度を活用して府立学校の取組を応援していただけた事業を実施してきたが、この事業をリニューアルし、いわゆる民間のクラウドファンディングの要素を取り込み、府立学校の更なる特色化、魅力化を応援していただける仕組みを構築するものである。

続いて、「働き方改革の推進」について説明する。

資料9頁をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、教員の事務作業の補助等を行う教員業務支援員、いわゆるスクール・サポート・スタッフを本年度に引き続き全ての小中学校、高校及び特別支援学校に配置するなど、教員の負担軽減のための人材配置等を実施するものである。

続いて、「府立学校の施設整備」について説明する。

資料10頁をご覧ください。

特別支援学校の児童生徒増対策や向日が丘支援学校の整備の推進と合わせ、府立高校のトイレ洋式化、学校施設の長寿命化対策等を進め、教育環境の整備を進めていくものである。

5点目は、「文化財の保存・継承・活用」に係る予算である。

資料11頁をご覧ください。

来年度の文化庁の京都移転等を踏まえ、国宝・重要文化財建造物等の保存修理、文化財建造物の修理現場公開事業等、文化財の保存と適切な活用を進め、京都の貴重な文化財をしっかりと継承していくことを進めるものである。

予算概要については、以上である。

第2件目の議案は、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備及び経過措置に関する条例制定の件」である。

議案資料の4-25頁をご覧ください。

令和4年4月1日、成年年齢の18歳への引下げ等が盛り込まれた改正民法が施行される。

それに伴い、関連する規定を含む府の条例について、所要の改正を行うものである。

教育委員会に関連する主な改正内容としては、京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例について、成年年齢の引下げにより、修学資金の貸与要件で現行の規定との不均衡が生じないように、規定の一部を改正するものである。

第3件目の議案は、「京都府子どもを虐待から守る条例制定の件」である。

議案資料の4-28頁をご覧ください。

子どもに対する虐待事案は、この間、全国で大きな社会問題として取り上げられ、国においても、様々な防止対策を講じているが、虐待事例が後を絶たない現状である。

そうしたことを踏まえ、社会全体・オール京都で子どもたちを虐待から守るための取組、また、府をはじめとする関係者それぞれが役割を果たしつつ、連携・協働するといった支援対策の強化が必要であり、今回、新たに条例を制定して明文化するものである。

中身としては、第2条の基本理念、第3条の府の責務、第4条の保護者等の責務、第5条の府民等の責務、第6条の関係機関等の責務、第7条の支援団体の役割により、それぞれの責務を明文化している。

第2章の子どもを虐待から守るための施策では、第1節の虐待の未然防止、第2節の虐待の早期発見及び早期対応、第3節の虐待を受けた子どもに対する支援、第4節の虐待の再発防止といった4つの視点により、施策の方向性を明文化している。

第3章の支援体制の強化では、どういった支援体制が必要であることを明文化

している。

第4件目の議案は、「京都府旅費条例一部改正の件」であるが、議案の第5件目の「管理職員等の給与の特例に関する条例一部改正の件」と合わせて報告する。

議案資料の4－38頁以降をご覧いただきたい。

現下の厳しい京都府の財政状況を考慮し、指定職、管理職の職員に係る給与や旅費の支給額に関して、引き続き1年間引き下げる内容について、所要の改正を行うというものである。

第6件目の議案は、「京都府証紙条例廃止等の件」である。

議案資料の4－40頁をご覧いただきたい。

収入証紙については、税や手数料の納付に用いられており、府教育委員会の所管においては、例えば、教員免許の交付、文化財の銃砲刀剣類の登録申請に係る手数料、府立学校の入学考査料の納付の際に必要なとなっている。

今回、納付に係る府民の利便性等から証紙制度を令和4年10月に廃止することとし、クレジットカードや電子マネー等による多様な納付方法への対応についての規定を整備するため、関係条例を廃止又は改正するというものである。

第7件目の議案は、「指定管理者指定の件」である。

議案資料の4－43頁をご覧いただきたい。

京都府立るり溪少年自然の家については、管理運営を指定管理者制度により外部に委任している。

現行の指定管理期間の終了に伴い、新たに令和4年4月1日からの5年間における指定管理者の募集審査を実施した結果、グリーンパルるり溪共同事業体を指定管理者として指定するものである。

【質疑応答】

○ 小畑委員

予算案の資料9頁に記載された教員業務支援員やスクールカウンセラー等の配置・派遣の拡充は非常に良いことであると思う。こうしたICT支援員や部活動指導員等は多くの人材が必要になると思うが、どういうところから、どういう方をリクルートするのか。

○ 石澤総務企画課長

スクール・サポート・スタッフについては、各学校の関係者を中心に声かけを行い、そうした中からしっかりと確保し、本年度についても、公募に対して9割を超える人材が確保できている状況である。

部活動指導員についても、スポーツ関係の団体等を通じ、そういった資格、技術、知識を持った方を中心に募集をかけ、確保していきたいと考えている。

○ 小畑委員

確保していただくことは、教員の働き方改革の更なる推進にもつながり、大いに結構なことである。

一方、こうした支援員について、例えば、定年退職した教員を募集する場合もあるのか。

○ 石澤総務企画課長

定年退職した教員が希望する場合は、活躍する場として活用している。

○ 小畑委員

そのように定年退職教員の活躍する場を作ることも大事であると思う。

イ 新型コロナウイルス感染症について

【山本教育監の報告】

- 新型コロナウイルス感染症に係る京都府における対応状況、現在の学校における感染状況、学校の対応状況、公立高校入学選抜における新型コロナウイルス感染症の無症状の濃厚接触者への対応について報告する。

京都府内の感染者数は、2月2日現在69,985人で、1日当たりの患者発生数は1月以降急増し、スクリーニング結果でも、最近ではほぼ100パーセントがオミクロン株に置き換わっている状況で、2月以降におけるここ数日の陽性者数は、4日が2,878人、5日が2,649人、昨日6日が2,593人となっており、ご承知のとおり、こうした感染拡大を抑制するため、京都府でも1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置が発令されている。

こうした中、府立学校における児童生徒の感染者数については、1月に急増し、794人の陽性者が出ているが、2月以降は、1日が94人、2日が58人、3日が54人、4日が52人、5日が26人、昨日6日が20人であり、少し落ち着いてきているように見える。

続いて、学級閉鎖等の状況について報告する。

学校休業等については、文科省が1月26日の時点で調査を実施しており、全国の幼稚園、小中学校、高校及び特別支援学校の全校種において、特定の学年又は学級の臨時休業を行っている学校は、13.3パーセント、学校全体を休業している学校は、3.1パーセントとなっている。

京都府においては、学年又は学級休業を行っている学校は、京都府立高校が6.7パーセント、特別支援学校が14.3%であるが、学校全体の休業はその時点ではなく、学年又は学級段階で感染拡大を食い止め、学校全体は止めず、学校教育活動は維持している状況である。

本日現在では、特別支援学校1校が2学級を閉鎖しているところである。

次に府立学校の対応状況について報告する。

まん延防止等重点措置、また、学校での感染者急増等を踏まえ、1月27日付で教育活動に一定の制限を通知しており、その制限内容について説明する。

1点目は、感染症対策を講じてもおお感染リスクの高い学習活動、例えば、長時間、近距離で対面形式となるグループワーク、近距離で活動する実験や観察、室内の近距離で行う合唱、調理実習等は実施しないこととしている。

ただし、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、回数や時間を絞るなど、感染防止対策を十分に講じた上での実施を可能としている。

2点目は、学校外の者が参加して行われる校内での活動は実施しないこととしている。

これについても、外部講師による授業や講演は実施可能としている。

3点目は、校内外での他校生との交流は実施しないこととしている。

4点目は、校外での教育活動は実施しないこととしている。

これについても、教育課程内の活動で、指導計画上、活動内容、実施時期の変更ができない場合は、実施を可能としている。

5 点目は、宿泊を伴う教育活動は実施しないこととしている。

6 点目は、部活動については、校内で2時間以内、自校生徒のみ参加、他府県交流や宿泊禁止とし、公式な全国・近畿大会及びそれにつながる大会以外は参加しないこととしている。

臨時休業の対応については、府教育委員会と協議して実施するものとしており、学校で陽性者が出た場合は、陽性者の人数、経路、周辺の体調不良者を確認し、学校医を含め学校と連携しながら、個別の感染状況を踏まえた上で、児童生徒の健康安全を最優先にしつつ、学びの補償も考慮して総合的かつ柔軟に対応しているところである。

次に公立高校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応について報告する。

前回の教育委員会において、感染症対策として追検査日等を設定している旨報告をしたが、今般、大学入学者選抜実施要項における取扱いが変更されたことに伴い、公立高校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症対応のガイドラインを変更した。

変更点は、無症状の濃厚接触者の受検対応である。

無症状の濃厚接触者の受検を認める要件の1つとして、初期スクリーニングの結果、陰性であること。また、その後の検査の結果においても陽性であることが判明していないことを定めていたが、大学入学者選抜実施要項における取扱いの変更に合わせて、やむを得ず、行政検査が実施されない場合は、上記によらず、濃厚接触者に特定された日から受検当日まで無症状であれば別室での受検を認めることとした。

この件については、資料の図面をご覧いただければ、分かりやすい。

また、国の定める待機期間は、以前は10日であったが、現在は7日となっており、行政検査が実施されない場合で、感染者と最後に接触があった日の翌日から国が定める待機期間を終えた場合は、通常どおり受検することも認めることとした。

こうした内容については、受検票と志願校からの諸注意とあわせ、保護者宛て通知として、中学校から志願者に配布している。

本件報告は以上であるが、引き続き、マスクの着用や3密の回避、手洗いの励行等、基本的な感染防止対策を徹底しつつ、より警戒感を強め、教育活動に一定の制限もかけながらも、子どもたちの教育活動の保障を確保するため、今後においても、最適解を模索しながら感染拡大防止対策を進めていきたい。

【質疑応答】

○ 鈴鹿委員

公立高校入学者選抜における感染症対応において、無症状の濃厚接触者が一定の要件を満たしている場合に限り、別室での受検が可能となっている件について、例えば、受検者が、陽性となれば受検できないと考え、行政検査をあえて受けないということにならないか。また、そういったことを防げるのか。

○ 山本教育監

やろうと思えばできるかもしれないが、そういったことがないよう指導している。

○ 小畑委員

学級閉鎖等が実施される場合、その都度報告を受けており、期間は3日間くらいと記憶しているが、先日の一部報道では、文部科学省の通知は5日間と報道されていた。

この閉鎖期間については、それぞれの自治体で自主的に決めて構わないと理解してよいのか。

閉鎖期間は短期間であるほど、教育は動くことになり、京都が3日間に対応し、感染対応と教育の両面で上手く動いているのであれば問題ないと思うが、その辺りはどのように理解すればよいのか。

○ 柏木保健体育課長

まずは3日間で学級閉鎖に入るのが通例である。その3日間の状況変化を見つつ、更に5日間に伸ばすこともあり、また、その後に土曜・日曜日が控えていれば、週明けから学級再開するなど、この辺りの日数は柔軟に対応しているのが現状である。

○ 小畑委員

その期間は文部科学省の通知で決まっていることなのか。

それとは別に自治体で決めればよいということか。その辺りはどうなのか。

○ 柏木保健体育課長

文部科学省は、目安としてガイドラインを示しており、当然にそれを参考にしつつ、対応している。

○ 安岡委員

入学者選抜における感染症対応において、受検生に関しては具体的に示しているが、一方の教職員側の感染症対応はどのようにしているのか。

例えば、抗原検査等を当日に実施して、陰性と判った上で選抜会場へ赴くなどの規定は設けているのか。

○ 相馬高校改革推進室長

教職員について、体調不良の時は検査を受けることとしているが、症状がない場合の検査キットを活用した検査を受けることはしていない。

○ 安岡委員

無症状の教職員が選抜会場に赴き、感染源となることも危ぶまれる。抗原定性検査ができる検査キットは、教育委員会で存分に保有しているのか。

○ 柏木保健体育課長

文部科学省から、各学校に約100人当たり10個程度が配付されている。

ただし、文部科学省から配付された検査キットについては、無症状者には正確性が低いため、基本的に有症状者を対象に使うものとして配付されている。

よって、入学者選抜直前に教職員が当該検査キットを活用して検査することは数量的にも検査の精度的にも難しいと理解している。

ウ 令和3年度京都府暫定登録文化財の登録について

【森文化財保護課長の報告】

- 本年度暫定登録文化財の種別及び件数48件の内訳については、資料の表紙に示しているとおり、建造物14件、美術工芸品33件、記念物・史跡1件である。

資料2、3頁に暫定登録文化財代表事例の解説、4、5頁に同代表事例の写真、6頁からは市町村別件数等の一覧である。

続いて、暫定登録文化財代表事例について紹介する。

資料4頁の写真をご覧ください。

左上の写真は、建造物で八幡市に所在する春日神社本殿である。

一間社流造で、覆屋内に建っている。建物の状況は、室町時代の特徴を示しており、底の部分には後世の改変が認められるが、縁側の構造などに特異な形式をとどめている。高さは約2.5メートルである。

右上の写真は、美術工芸品・絵画の絹本着色釈迦十六善神像で京丹後市の常立寺所蔵である。

大きめの絵絹に蓮の上に座る釈迦を中心に、各菩薩、深沙大将、玄奘等を描き、それらを囲むように十六善神が描かれ、抑揚のある墨線と抑えられた彩色に特徴がある。

南北朝時代に遡る比較的大きな釈迦十六善神像として貴重な資料である。大きさは、縦190センチ、横幅100センチである。

左下の写真は、美術工芸品・彫刻の木造金剛力士立像で福知山市の観音寺仁王門に安置されている。

鎌倉時代前期の優れた造形を継承しつつ、胸下の筋肉表現のように形骸化した表現も認められ、時代が下がることを窺わせる。鎌倉時代後期から南北朝時代の制作と考えられ、鎌倉時代末期に活動した仏師院興の作例である可能性が指摘されている。府北部に所在する、まとまりのよい造形を示す金剛力士像のとして貴重なものである。像の高さは約3メートルである。

右下の写真は、美術工芸品・古文書の龍雲寺大般若経で宇治田原町の龍雲寺に伝来した大般若経である。

幕末に作成された経櫃12箱に50冊ずつ収められている。大般若経は、奈良時代や平安時代の写本を含み、一部の奥書からは、宇治市白川に所在した金色院で書写したことが判明するなど、宇治とその周辺で書写されたことが分かる大般若経として貴重な資料である。

資料5頁の写真をご覧ください。

上段の写真が、美術工芸品・考古資料の鎮壇具で舞鶴市の松尾寺遺跡出土である。

舞鶴市松尾に所在する府指定文化財である松尾寺仁王門の基壇で発掘調査が実施され、基壇土から土師器皿2枚、寛永通宝12枚、元禄二朱判金1箇、元禄豆板銀1箇がまとまって出土した。門の建立に伴って埋納された鎮壇具と考えられる。

古代から法灯を守ってきた古刹・松尾寺の歴史を示す貴重な資料である。

下段の写真は、記念物・史跡の鹿背山不動院境内で木津川市鹿背山に所在する。

建武元年、1334年造の磨崖仏不動明王立像を始め、中世の石仏が点在している。

写真のとおり、境内には高さ約20メートルの花崗岩露頭があり、仙人や天女がこの巨岩の上で囲碁を打ったという民話が残る。

このほか、大師堂が建てられ、成立年代は不明であるが、拾遺都名所図会、天明七年、1787年刊行の絵図に不動や巨岩が描かれることから、中世から近世にかけて不動信仰の対象として発展し、18世紀後半までに名所として知られるようになったものと考えられる。現在も拾遺都名所図会に描かれた景観は概ね

保たれ、信仰の歴史を伝えている。

以上が暫定登録文化財代表事例である。

【質疑応答】

○ 小畑委員

暫定登録文化財に登録した場合、例えば、一定期間の公開、また、文化財としての価値を説明する看板等を立てるなど、その価値を地域住民や市民と共有しなければならないという義務付けなどはあるのか。

○ 森文化財保護課長

義務付けとして明文化されたものはない。前年度登録された文化財について、郷土資料館でパネル展等を開催するほか、当課で文化財を紹介する冊子を作成し、配布するなどを行っている。

○ 小畑委員

総合教育会議でも議論したが、文化財については、その価値を皆で共有して活かし、地域の活性化等に活用されることにより、初めてその価値が出てくると思うため、皆が登録文化財の価値を共有できるような仕組みを作っていただきたい。

○ 安岡委員

京都市においては、京都府とは別に文化財の指定登録を行っているのか。

また、それぞれの市町村でも行っているのか。

○ 森文化財保護課長

それぞれの市町村で文化財保護条例が制定されており、指定登録等については、各市町村においても独自に行われている。

○ 安岡委員

今回の京都府暫定登録文化財の中には、既に市町村で指定されている文化財もあるのか。

○ 森文化財保護課長

既に市町村で指定されている文化財についても、府暫定登録の対象としており、今回も該当がある。

○ 安岡委員

そうした状況であれば、文化財の指定登録は、今後とも多く出てくるとみられる。

○ 森文化財保護課長

今回は暫定登録を報告したが、それとは別に指定登録も実施しており、指定登録以外の暫定登録ということで数は多いが、今後も府内には守るべき文化財が非常に多くあるという現状を反映しているものと考えている。

○ 橋本教育長

文化財に指定されるものの中には元々暫定登録文化財であったものは結構ある。京都府内には指定に値するような文化財が潜在的に多くあると思う。

○ 安岡委員

例えば、市町村の指定登録と府の指定登録の格差のようなものはあるのか。

○ 森文化財保護課長

格差というよりは、市町村にとって重要なもの、府域全体で重要なものという区分になる。

- 藤本委員
暫定登録と指定登録の制度の意味について伺いたい。
また、暫定登録されることで個人の所有物がどのように変わるのか。
例えば、維持管理や改修費が府の負担になるなど、その辺りを教えていただきたい。
- 森文化財保護課長
補助制度については、要綱上、暫定登録文化財は事業の3分の1以内を補助することができ、指定文化財は2分の1以内を補助することができる。
- 小畑委員
それ以外は所有者負担か。
- 森文化財保護課長
どうしても所有者負担は発生することになる。
- 橋本教育長
散逸したり劣化したりするものもあるが、そういう中に指定に値しそうなものが多くある。一方、それを調査して指定まで持って行こうとすれば、かなり丹念な調査が必要となり、相当の年月を必要とするため、暫定登録制度については、そこに至るまでの段階で保護の網をかけようという趣旨で京都府独自で構築した制度であり、加えて、補助の制度も設けたものである。
- 千委員
所有者にとっては、補助のメリットがある一方でデメリットはあるのか。
- 森文化財保護課長
デメリットという言い方が適切かどうか分からないが、文化財を指定や登録することは、文化財を未来につなげて守っていくという宣言でもあり、そういった部分では、現状を変更することなどが厳しく制限される。
例えば、建物であれば、使い勝手が悪いため、改造したいと思っても、その行為が文化財の価値を損ねる場合は制限がかかるということになる。
- 安岡委員
国から、都道府県又は市町村による指定登録を一元化する動きはないのか。
- 森文化財保護課長
国は、文化財保護法による指定登録の制度があり、国は独自に指定登録を進め、また、地方自治体は、地方自治体として国指定登録の制度を使って文化財の保護を進めるという仕組みになっている。
- 安岡委員
京都府暫定登録文化財に対しては、国からの援助はないのか。
- 森文化財保護課長
京都府独自で行っているので国からの援助はない。
- 橋本教育長
京都府暫定登録については、我々は府の指定を考えるが、中にはすぐに国指定の動きになることもある。
- 森文化財保護課長
過去に府暫定登録文化財に登録したものうち、3件が国の重要文化財に指定されたことがある。

(4) 議決事項

ア 第5号議案 事務局職員の懲戒処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

イ 第6号議案 府立学校教職員の懲戒処分について

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会委員会会議規則第15条第1項第4号)

議決事項ア・イについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることを議決

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告

